

支払責任に関する追加条項(全国石油業共済協同組合連合会用)

<用語の定義>

用語	定義
誤給油	次の①から③に掲げることをいいます。 ①給油作業において、本来給油すべき石油化学製品等(注)とは別の液体を注入すること ②欠陥のある石油化学製品等を注入すること ③石油化学製品等を誤った注入口に注入すること (注) 本来給油すべき石油化学製品等 給油作業の仕様書に記載がある製品をいいます。
石油化学製品等	軽油、A重油、作動油などの石油化学製品およびアドブルーなどの液体をいいます。
配送業務	石油化学製品の販売、出荷およびタンク等への補充を含む納品までの一連の業務をいいます。ただし被保険者が所有または管理するガソリンスタンドで行う業務を含みません。

第1条(業務遂行および施設の範囲)

- (1) この保険契約において、施設所有管理者特約条項(以下「施設特約」といいます。)第1条(事故)に規定する「業務遂行」には、被保険者が行う配送業務およびローリー車による給油作業を含むものとします。ただし、人または物を運送する目的で、ローリー車をその使用方法に従って用いる場合(注)は、そのローリー車は施設特約第2条(保険金を支払わない場合)②に規定する車両に含むものとし、当社は、被保険者が施設外におけるそのローリー車の所有、使用または管理に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約において、油濁特約条項(以下「油濁特約」といいます。)第1条(当社の支払責任)に規定する「施設」には、(1)に規定する配送業務または給油作業を行う場所を含むものとします。

(注) 人または物を運送する目的で、ローリー車をその使用方法に従って用いる場合
被保険者が行うローリー車による給油作業を含みません。

第2条(自動車保険との関係)

当社は、賠償責任保険普通保険(以下「普通保険約款」といいます。)約款第20条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、被保険者が行うローリー車による給油作業に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、そのローリー車に自動車保険契約を締結しているときは、その自動車保険契約に優先して、この保険契約を適用します。

第3条(配送業務に起因する事故)

- (1) 当社は、被保険者が行う配送業務によって生じた偶然な事故の場合には、施設特約第2条(保険金を支払わない場合)⑤および⑥の規定は適用しません。
- (2) 当社は、被保険者が行う配送業務によって生じた偶然な事故の場合には、施設特約第2条(保険金を支払わない場合)②の規定は適用しません。ただし、航空機、自動車、船または車両(注)に

対して被保険者が石油化学製品を誤給油した結果、前項の規定を適用する場合に限りです。

(注) 車両

自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

第4条 (石油製品誤売に起因する事故)

当社は、被保険者が石油製品を誤売した結果、その石油製品の購入者の建物等に火災による損害を与えたことに起因する賠償責任に対しては、賠償責任保険追加条項第16条、第17条、第18条および施設特約第2条（保険金を支払わない場合）⑤および⑥の規定は適用しません。

第5条 (普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。